

「柏市消費者教育推進計画」策定に関わる調査の結果報告（学校）

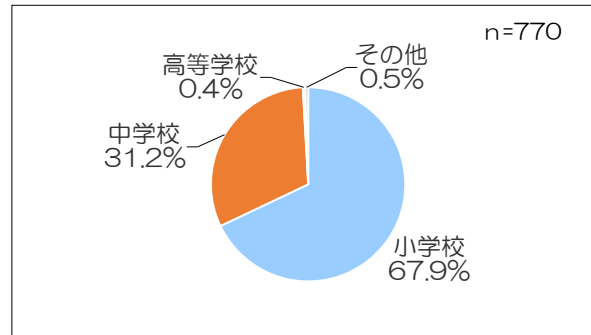
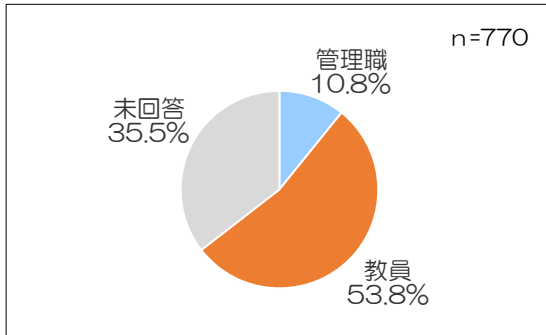
●学校（教員）アンケート

(1) 対象者：2,000人

(2) 回答数：770人（回収率 38.5%）

※調査結果については、カイニ乗検定によっても多いこと又は少ないことを確認した。

■回答者の属性



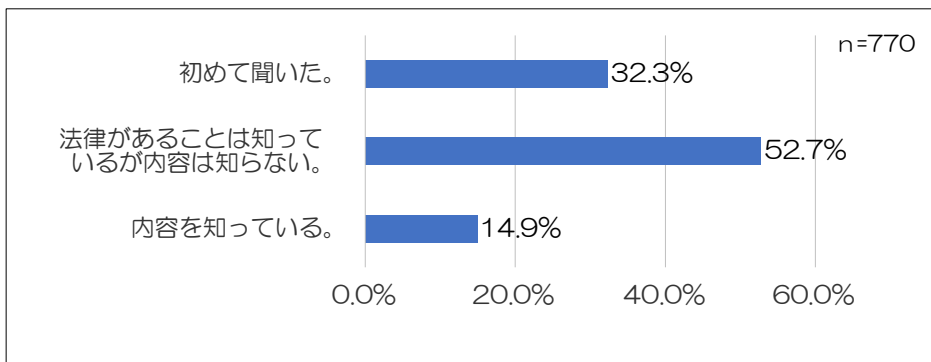
■回答者の担当教科（複数回答あり）

理科	28	技術家庭科	16
国語	26	特別支援学級	9
社会科	26	美術	8
保健体育	21	音楽	5
数学	19	栄養教諭	1
英語	16	養護教諭	2

(1) 消費者教育推進法の認知度

◇消費者教育推進法の内容について、「知っている」と回答した教員（14.9%）は、「知らない」と回答した教員（85.1%）よりも大幅に少ない。

■問1 平成24年12月に、学校教育にも触れた「消費者教育の推進に関する法律」が施行されました。この法律を御存知ですか。



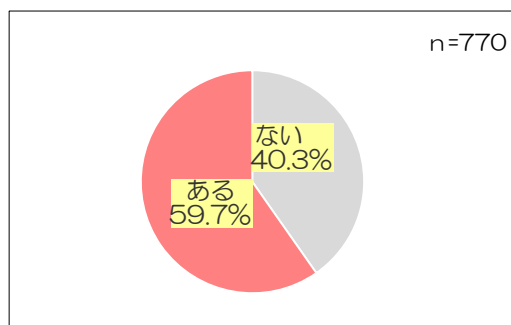
(2) 子どもたちの消費生活について、どう考えるか

◇子どもたちの消費生活について、「憂慮していることがある」と回答した教員は約6割（59.7%）で、「憂慮していることがない」と回答した教員（40.3%）よりも多かった。

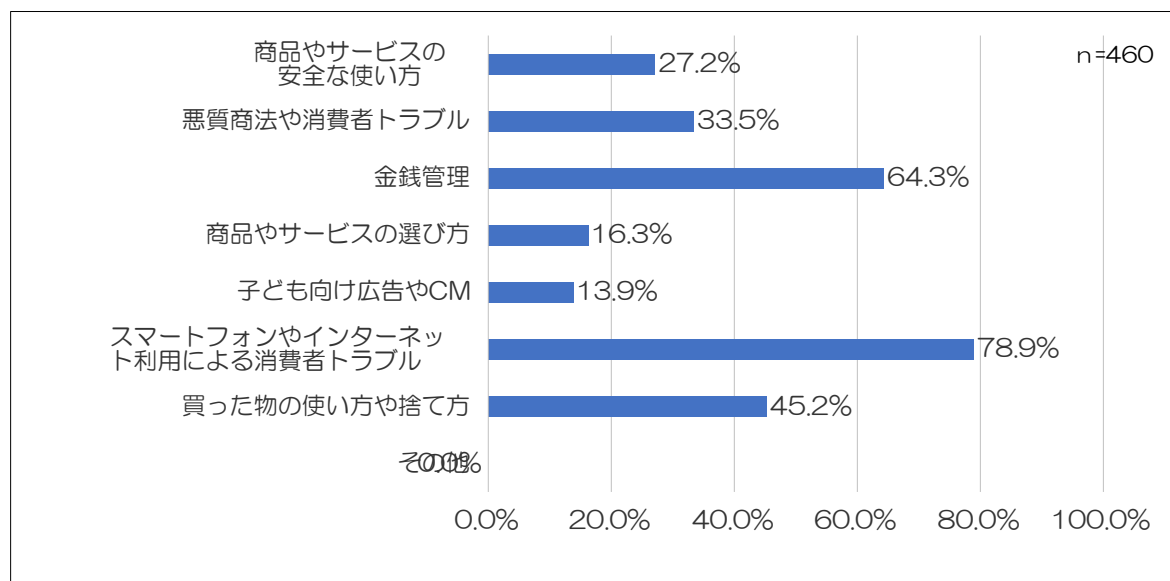
◇「憂慮していること（選択式）」としては、スマートフォンやインターネット利用による消費者トラブル、金銭管理が挙げられている。

◆考察：このため、スマートフォンやインターネット利用による消費者トラブル、金銭管理について、憂慮を取り除く措置を講じること（教員への情報提供等）の必要性が推察される。

■問2 子どもたちの消費生活について憂慮されていることはありますか



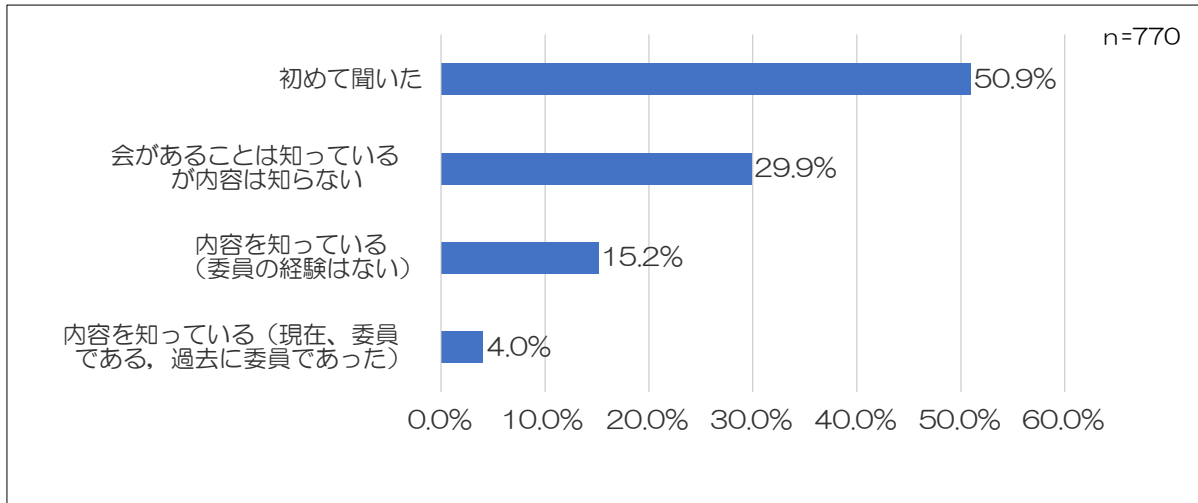
■問3 問2で「ある」とお答えの方にお伺いします。 子どもたちの消費生活について憂慮されていることは何ですか。（複数回答）



(3) 消費者教育推進連絡会の認知度

◇消費者教育推進連絡会の活動内容について、「知っている」と回答した教員は約2割（19.2%）で、「知らない」と回答した教員（80.8%）よりも少ない。

- 問4 柏市では、教育委員会、学校及び消費生活センターの連携により「柏市消費者教育推進連絡会」が設置されています。この会では、消費者教育の視点を持った授業実践や事例集の発行などを通して「どの教科でもできる」消費者教育を推進しています。このことを御存知ですか。

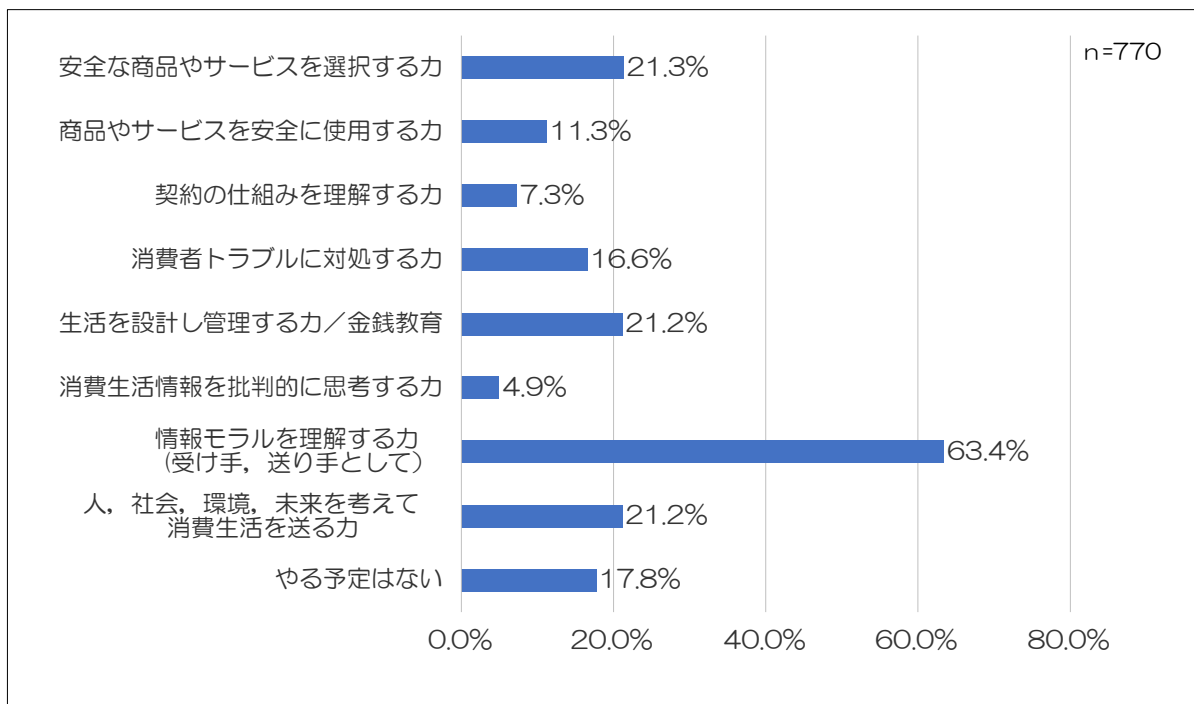


（4）これまでに実施された（実施予定の）消費者教育

◇これまでに実施された（実施予定）の消費者教育の内容の6割以上が、「情報モラルを理解する力(受け手, 送り手として)」である。

◆考察：問3の「子どもたちの消費生活で憂慮されること」の「スマートフォンやインターネット利用による消費者トラブル」と関連していると思われる。

- 問5 授業や学年、学校の取り組みなどで実施された（実施予定である）消費者教育はどのようなものがありますか。

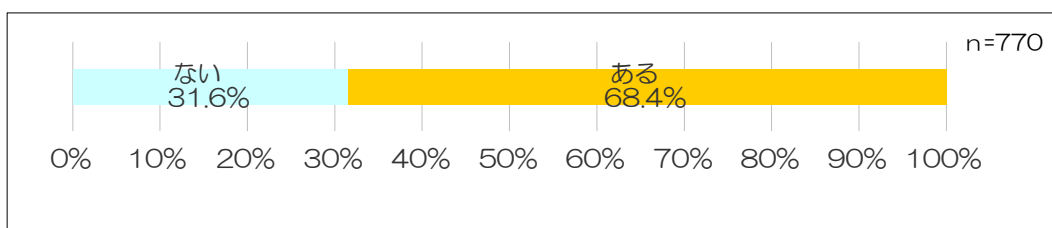


(5) 学校で消費者教育を行っていく上での問題点

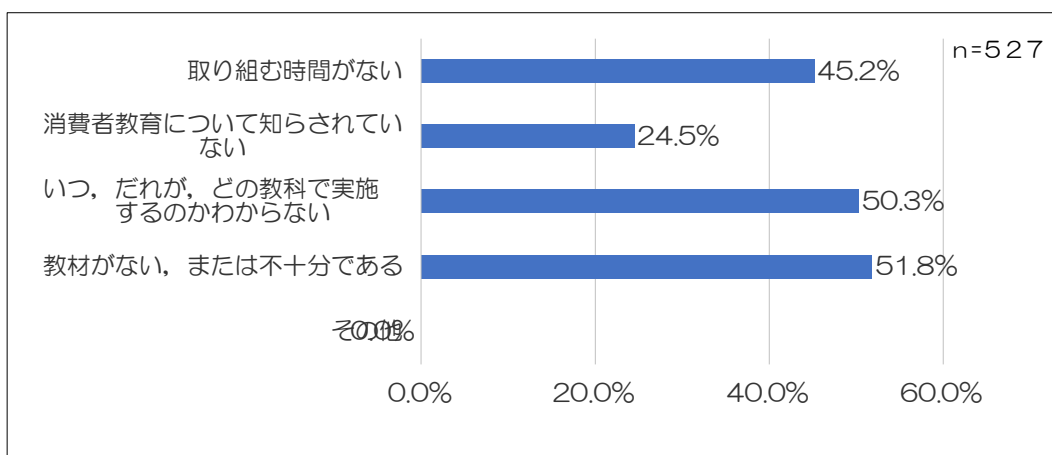
◇学校で消費者教育を行っていく上で、「問題がある」と回答した教員（68.4%）は、「問題がない」と回答した教員（31.6%）よりも多く、「問題があること（選択式）」としては、「教材がない又は不十分である」、「いつ、だれが、どの教科で実施するのかわからない」が挙げられる。

◆考察：このため、教材の提供及び周知並びに実践例の紹介（消費者教育推進連絡会では、2年に一度の割合で、消費者教育実践事例集を発行している）は消費者教育を実施する上で有効な支援策であると推察される。しかし、問4の結果（消費者教育推進連絡会の活動を知らない、8割）から考えると、周知や啓発が重要と思われる。

■問6 学校で消費者教育を行っていく上で、問題はありますか。



■問7 問6で「ある」とお答えの方にお伺いします。 学校で消費者教育を行っていく場合の問題は何ですか。（複数回答）



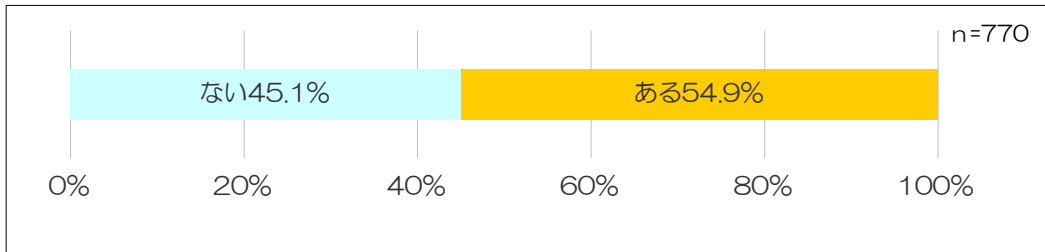
(6) 消費者教育を行う場合の、協力してほしい人、機関

◇消費者教育を実施する場合、協力してほしい人又は機関について、「ある」と回答した教員（54.9%）は、「ない」と回答した教員（45.2%）よりも多く、「あること（選択式）」としては、事業者、行政、家庭が挙げられる。

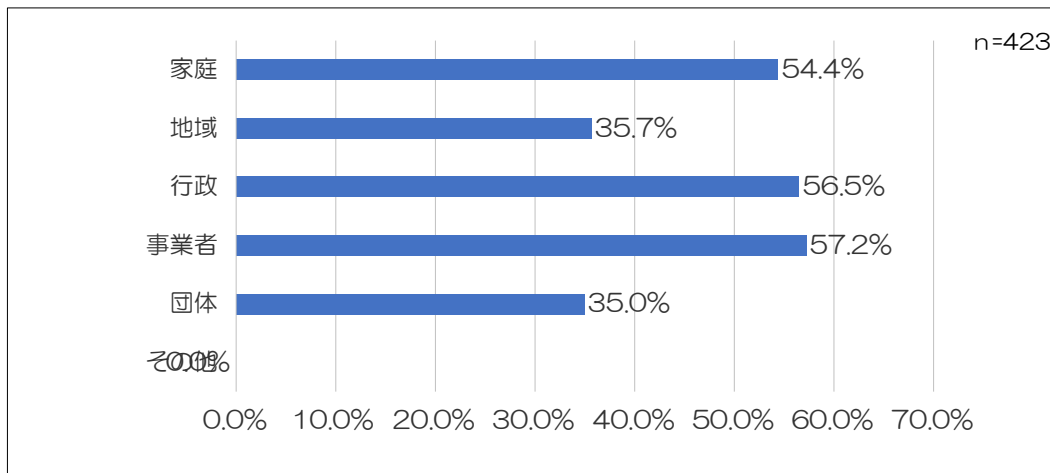
◇「ある」と答えた人の自由回答を「小学校・中学校・高校」で分けたところ、小学校では「金銭教育」、中学校では「ネットモラル」についての言及が多かった。共通するのは、「専門家からの事例や説明」、「家庭教育の必要性」及び「具体的な指導教材が欲しい」という回答が多かったことである。

◆考察：このため、消費者教育の担い手となる事業者、行政、家庭との連携を図ることが必要と推察される。今後、具体的な資料の提示や、効果的な連携方法についての検討及び実践が必要と思われる。

■問8 消費者教育を実施する場合、協力してほしい人や機関はありますか。



■問9 問8で「ある」とお答えの方にお伺いします。
消費者教育を実施する場合、協力してほしい人や機関はどこですか。（複数回答）



問10 問8で、「ある」とお答えの方にお伺いします。
特に希望する具体的な内容があれば御記入ください。

【小学校】

- ・ 特にはありません。（全5人）
- ・ 柏市消費者センター
- ・ 保護者が子どもに消費者として大切なことをはなして聞かせること。
- ・ 講演や消費者として参加する活動（授業の一つとして）
- ・ 講演会など
- ・ 実施するための時間の確保が最大の課題です…。
- ・ トラブルの対処法などを公的機関の方から説明があるといいかなと考えています。
- ・ 映像資料があるとありがたいです。
- ・ 消費者教育の中で今までに利用したのは、金銭教育と情報モラルの勉強でした。この2つの学習は1～6年で年間必ずその学年の発達段階にあわせて行っていくようなカリキュラムがあるといいなと思っています。
- ・ どこの方が忘れてしまいました。以前6年生対象で税金のことについての出前授業をしていただいたことがあります。また、4年生対象には柏市役所の方がごみについて出前授業をしてくださいました。専門的な立場から、お話しただけで子ども達も大変勉強になりました。似たような取り組みがあれば、活用したいと思います。
- ・ 特にはありませんが、どうせ学習するならば専門家から話を教えてもらえると現実味があるのかなと思います。
- ・ 自身の勉強不足もあり、消費者教育についての知識があまりありません。学校全体で研修などを通して、消費者教育とはどのようなものか共通理解した上で実施していきたいと感じています。

- ・ 高学年では、家庭科・社会科などの教科で関わりが持てると思う。しかし、低学年は具体的にどのような教科、教材で取り組むのかよくわからない。
1年生では、日常的に「物を大事にしよう。」「落とし物がないように名前を書こう。」「ごみは分別しよう。」などを折りに触れ指導している。しかし、具体的に『消費者教育』というものは、1年生に何を目的として指導するのか、よくわからない。より具体的な実践事例など知りたい。
- ・ 契約に関すること。スマホに関すること。賢い消費者としての商品の選び方に関すること。金銭教育等。 お願いできたらと思います。
- ・ 関わりのある方の体験談などの話ができる方、資料をお持ちの方
- ・ 商品やサービスを安全にに使用する力
- ・ 前の項目で書いたとおりです。（もうすでに、携帯安全教室等で携帯会社などと連携を図って保護者も呼んで動いているが、それは年に1度、高学年向けにしかないので中学年なども積極的に消費者教育を行っていくためにも、もう少し関係機関と連携を図って回数を増やしていく必要があると思う。）
- ・ 例えば小学3年生の社会科見学で、お店や工場見学を行う際に買い物体験や食に関する栄養など消費者の立場からも企業側で体験ツアーをやって下さる会社や団体もあるので、単なる社会科見学ではなく地域にある人や団体の活用も図っていくとよいと思う。
- ・ 何の時間でやるべきか？
- ・ 行政が早く引き受けてくれるだけでも、教員がどのようなことを指導すればいいのか、児童がより強く興味を持った時に、実際に行政で見たり聞いたりできる雰囲気を作りやすくなる。そのため、小学校にも児童向けのパンフレット等があるなら見てみたい。
- ・ 消費者問題の具体的な事例などを関係機関に話してほしい。
- ・ 低学年の児童にもわかりやすい授業にするためには、家庭や地域の協力が必要であると考え。正しい金銭感覚を身につけさせたり、生活に使うものを大切にしたり、計画的に買い物ができるようになったりするためには、家庭や地域の協力による体験活動が大切である。
- ・ 出前授業
- ・ 専門的な知識を持った方にゲストティーチャーとして話をしていただけるとよいと思う。
- ・ 特別支援の子供たちの金銭管理など自立に向けて、家庭と協力連携して取り組んでいかなければと考えています
- ・ 特に希望するというものではありませんが、やはり、専門的な知識を持っていらっしゃる方からのお話があれば子ども達にとってとても有意義な学習になると感じました。
- ・ 消費者教育の専門の方が、学校へ来て授業をしてくださると助かります。
- ・ 生産者側の意図や本音を批判的に見抜くことができ、その上で必要に応じて消費する力の
- ・ お金の使い方（児童間で金銭のやりとりなどがあり、当該児童に話をするだけでは解決に至らないため、保護者と学校が同じ方向で1年生のうちから指導していくべきと考えてい
- ・ 金銭の流れがわかるもの。適切な金銭感覚をつかませるようなもの。
- ・ 消費生活センターや警察など具体的なトラブルなどについて教えてほしい。具体的な指導の方がわかりやすいと思う。
- ・ 知るぽると金融広報中央委員会から「おかねのね」ガイドブックを低・中・高学年ごとにいただいた。インターネットなども利用して指導に役立てたい。
- ・ 金銭教育
- ・ 消費者トラブルの、学年に応じた具体例の提供
- ・ 家庭科などの教科で実施できますが、さらにより教材（動画などでも）があればよいと思います。
- ・ 行事とうまく結び付けて行えるとよい。
- ・ 昔、消費者教育を3年生で実施したときに、どなたか団体の方をお呼びして行ったのが良かったので。お金の使い方を劇で行ったり、シュミレーションを行ったりと、子どもにはわかりやすかった。
- ・ 具体的な指導方法 指導案等

- ・ ①教員の視点以外から、消費者教育のとらえ方を学びたい。企業と連携するなど。
- ・ ②社会が急速に変化していくなかで、どのように消費者としての視点をもてばいいのか教えてほしい。
- ・ 現在、様々な教育課題を抱え、各教科で教科横断的に取り組んでいる状況です。消費者教育を新たに増やすという考えではなく、各教科において意識して関連付けて取り組むことが求められる。そのような資料などがあれば、活用したい。
- ・ 消費生活の中心は家庭なので、家庭とも連携できるように工夫できれば良いと思う。
- ・ 個人情報等の適切な扱い方について。
- ・ 商店街で買い物体験、など。
- ・ 教材例や実践例を集めたもの
- ・ 「柏市消費者教育推進連絡会」で把握している小中学校の児童生徒が関わったトラブル等について、具体的な事例を挙げて紹介して頂き、具体的な対応策についても教えて欲しい
- ・ 各教科の年間指導計画の中に、消費者教育が明確に位置づけられていないのが現状である。そのため、推進委員の単発授業を参観しても、自分の学校では取り組めないと考える教員が多いように感じる。先進校の指導計画例を示し、その中で行っている授業を教科主任の研修会等で参観できると実施につながるのではないかと考える。
- ・ 学校と家庭で連携して取り組まないと効果が薄い。また、家庭間での意識の差が大きく、指導が難しい。
- ・ 問7の記述箇所に記入（〇消費生活センター、〇食品安全関連の機関（お金がかからなければ、民間でも可）に、食の安全性や、ダイエットの功罪などを講演して欲しい。）
- ・ 普段の生活をしていて被害にあいやすい事例やトラブルに対する対処法等を指導してくれる関係機関と連携していきたい。
- ・ 家庭科の学習単元に即した消費者教育の実践例、家庭科の学習単元に即した消費者教育の出前授業、「消費者教育とは何か」という簡単な説明資料など
- ・ 子どもたちがお金を使う際に気をつけることや、買い物をする際に知っておいた方が良い情報など。
- ・ 他校で実施して効果的だった教材や学年に応じた指導案等の共有ができるとありがたいです
- ・ 外部の詳しい方に来ていただき実施できれば幸いと考えています。
- ・ 保護者あての文書（スマホやインターネット上の課金トラブルの事例と注意喚起）を出してもらおうなど。
- ・ 専門の方の指導が受けられるとさらに深まると思う。
- ・ 児童にとって身近にある情報機器（パソコンや携帯電話等）についての講習会を続けていきたいです。
- ・ 物を大切にしようとする気持ち・態度（もったいない精神）＝人を大切にすることと通じ
- ・ お金の使い方
- ・ 地産地消（千産千消）にかかる業者にその企業努力や取り組みへの情熱を語ってほしい。
- ・ 小学生として学ぶべき事。知るべきこと。
- ・ お金の管理の仕方、契約や購入の際のトラブルの実践例
- ・ 現在、計画中です。
- ・ 専門的な視点からのアドバイス。トラブルを回避するための方法。トラブルが発生したときのための対処方法等。
- ・ 商品が作られるまでどのような取組がなされているか、実際に企業の広報担当の方などにお話をお聞きしたり、架空の商品開発を体験する内容などがあると、子どもたちは興味を持って意欲的に学習に取り組むと思う。

- ・ 市の教育委員会からは、指導集、教材集等を簡単に利用できるしくみ、人材の提供をお願いしたいです。
保護者には、消費者の立場から、学校からの連絡や子どもへの教育について協力を得たいと思っています。
- ・ 学校独自だけでは、消費教育については不十分である。そのため、家庭と協力し進めていかなければならないと感じている。
- ・ 学校で教える方がよいかもしいないが、今までのカリキュラムで手一杯である。何でも学校でやるのは厳しい。
- ・ SNSやネットのトラブルが多発していると聞くので、その対策を小学校段階から教育していきたいと考えている。

【中学校】

- ・ 特にありません。（全5人）
- ・ 今現在はわかりません。
- ・ 柏市消費者センター（2人）
- ・ 柏市消費生活センター（ただし土曜日などは勤務時間外のため、対応してくれないことが
- ・ 消費者センターの出前授業
- ・ 消費者相談センターで扱った未成年に多く発生している事例
- ・ 消費生活センターの方の講演、消費者庁の取り組みなどの紹介
- ・ 消費者センターなどに、トラブルの具体例を教えてもらい、現実味が感じられるように。
特に今はネットがらみのトラブルが多いので、そこを強調していただきたい。（ゲームの課金など）
- ・ 家庭科の授業で消費者教育を実施しています。消費生活センターにある資料や情報等を教えて頂きたいです。
- ・ 消費者教育というものの自体があまりよくわからない。できれば具体的指導案などを見てみたい。その上でどのようにするべきなのか、検討したいと思う。
- ・ できるだけ先生方に負担がかからないような方法で、且つ、児童生徒に興味を持って取り組める消費者教育でありたい。教材や展開事例、また学級担任でも気軽に取り組める内容のアプローチが欲しい。
- ・ 情報モラル、ネットトラブルの現状について
- ・ 学校教育においても必要な指導だと感じています。学校教育では、キャリア教育や環境教育などと同様に、教育活動全般で指導すべき目標と内容を構造化するカリキュラム開発が必要です。バラバラな対応ですと継続性や質の向上が望めません。
- ・ 特になし。これ以上授業の時間を削減し、委員会等へ報告すれば、言われることは分かっている。家庭訪問・教育相談・各種行事・土・日・祝日、それらに代わることとして…、というのであれば、既存のものをカットし、それと入れ替えて行うことも考えるが、現在行っているものはどれも本校の実態を考えた場合、欠かせないもの、であると考えため、新たに…、は大変厳しい現状である、と解答している。申し訳ございません。
- ・ 携帯電話やスマートフォン等の本当の怖さは、家庭で保護者が押さえられなくなるということである。学校側でいくら啓発しても家庭教育がなされなければ、マイナス方向への拡大は必至である。自己管理できない家庭への指導で効果があるものを教えて欲しい。
- ・ 特にネットモラルに関しては、家庭の協力が絶対必要。
- ・ 社会科の公民の内容からやっていく。
- ・ 中学生のニーズに合った消費者教育の講演会を3年に一回くらいの機会が良いので、学校に来て行って欲しいです。

- ・ 消費者トラブルの事例、見分け方、対処の方法を紹介して欲しい。また、生徒を将来加害者側にさせないように、抑止としてどんな罪になるのかも紹介して欲しい。

現在、消費者教育推進委員をさせていただいていますが、消費者教育推進連絡会の時にいただいたプリントなど配布したり、授業公開の時に声をかけさせていただいたり少しですがしていますが、やはり先生方みんな忙しいので、目を通していただけないこともあります。もっと校長会や教頭会にも話をさせていただき、消費者教育を推進していただければと思います。また、消費者教育推進委員を各校1名にし、中学校や高校は輪番制で全教科回るようにすると「どの教科でも消費者教育ができる」と言うことも理解でき、もっと消費者教育についての意識が高まると思います。

- ・ 指導するための教材が欲しい。
- ・ 情報教育でITさんが授業支援していただけるような、消費者センターに具体的な事例教材や授業プログラムを組んでいただき実際の授業をしてほしい。
- ・ 学校や教職員が行うべき業務を精選することを検討して頂きたい。特に進路事務や家庭・地域の要望などが増加していることの改善は急務と感じる。
- ・ 消費者教育はこれからの生きる力につながるので、学校教育だけでなく、今回ライフサイクルゲームを提供して下さった第一生命さんのように様々なところで学習に利用できるわかりやすい教材などを知らせていただければと思います。
- ・ 金銭問題、契約に関する問題、商品の安全性、ネットショッピング等の注意点、商品と情報の選択に関する問題等
- ・ 家庭の経済観と、生徒本人の進路についての考え方次第で、諸々指導方法を検討しなければならないと思うし、クラス全体での指導と個別指導との関連も鑑みねばならないと考える。
- ・ 3年生の卒業期などに消費者教室のような巡回指導があると助かると思います。
- ・ 具体的に「これ」といえないのですが、キャリア教育と関連して、職場体験と合わせて指導すべき内容を精選して頂けると有り難いです。
- ・ スマートフォンやネット環境の普及で、大人が目に見えないところでの問題が多いと思います。そういった現状と子供の発達段階にに応じて、各学年ごとの具体的な教材や指導案があると、道徳等を使って各担任が授業しやすいです。

【高等学校】

- ・ ネットオークションサイト会社など
- ・ 消費者生活センターなど、実際にトラブルに対応している方の話を伺い、気を付けなければならない点を生徒に知らせたい。
- ・ 全校生徒あるいは各学年ごとの講演会や研修会における講師選定の窓口がよくわからない

【その他】

- ・ 消費生活センターのように、児童生徒の実態を知ったうえで専門的にかつ親身に関わっていただけるところがいいです。